

島振協第129号
令和8年3月26日

各市町村 人事・職員研修担当課長 様

公益財団法人島根県市町村振興協会
事務局長 森 脇 光 成

令和8年度「市町村職員人材育成総合交付金」事業の実施に
ついて（通知）

このことについて、令和8年度の交付金事務のスケジュールを別紙のとおりとしましたので、交付金交付申請書を6月15日（月）までに提出頂きますようお願いいたします。

また、要綱別表第1の（3）理事長が特に指定する研修については別紙のとおりです。

※ 様式は、当協会ホームページ内下記 URL からダウンロードしてください。

【URL】 <https://shinkoukai.shimane-ssjk.jp/dl/dl03/25>

公益財団法人島根県市町村振興協会
担当：森脇、森口
〒690-0887 松江市殿町8番地3
島根県市町村振興センター4階
Tel：0852-61-3130 fax：0852-27-3350
E-mail：shimashinkyou@shimane-ck.or.jp

別紙 1

令和 8 年度市町村職員人材育成総合交付金交付要綱 別表第 1 の (3) に掲げる理事長が指定する研修

1. 研修機関等が行う研修へ派遣するもの

- ① 島根県自治研修所が開催する合同セミナー「しまね探求ゼミ」
- ② 自治体 D X の推進に関する島根県デジタル戦略室等が実施する研修会
- ③ 第 4 2 回地域づくり団体全国研修交流会長野大会

2. 市町村で実施するもの又は研修機関が実施する研修へ派遣するもの

- ①自治体 D X の推進をテーマとした研修
- ②移住・定住施策をテーマとした研修
- ③少子化対策をテーマとした研修

3. 市町村職員が自らのスキルアップを図るため、職務遂行能力の向上に資する資格を取得し、その経費を市町村が助成するもの(別紙 2 参照)

※上記研修等は、一般枠でも実施可能ですので、一般枠で不足する場合に申請してください。

※要望額が予算額を上回った場合には交付額の査定を行う場合があります。

(別紙2)

市町村職員の自主的な資格取得に対する助成制度の概要

1. 助成の要件

- ・市町村の定める人材育成方針に基づき、職員が自主的に職務遂行能力の向上に資する資格を新たに取得した場合に当該市町村が助成する制度を設けていること。

2. 対象とする資格及び対象経費

以下の基準に基づき、各市町村で助成内容を決定する。

①対象とする資格

- ・国・地方自治体又は公的団体が付与する資格を新たに取得するものであること。

<資格例>

建築士、技術士、無人航空操縦士（ドローン操縦士）、防災士、
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、認定看護師、
中小企業診断士、通訳案内士、ITパスポート、社会教育士 等

②助成対象経費

- ・講習会等受講料（資料代を含む）、講習会等受講旅費、資格登録手数料等（取得日の属する年度以前に係る経費についても対象とすることができる。）

3. 補助率 市町村が負担する額の10/10

4. その他

- ・助成金を受領した職員が早期退職した場合の返還規定を助成制度のなかに設けること。
- ・資格取得経費を市町村が資格を付与する団体等に直接支出する場合も交付金の対象とする。
- ・交付金申請に当たっては、市町村の設けた制度がわかるものを添付すること。

令和8年度市町村人材育成総合交付金事業実施の流れ

3月下旬 実施通知及び理事長が特に指定する研修の通知

6月中旬 申請書提出期限【6月15日（月）】

6月下旬 交付決定

↓

(事業実施)

↓

変更交付申請提出（必要に応じて）

※変更が必要な場合

- ① 補助金額を増額する場合
- ② 新たに理事長特認事業を実施しようとする場合
- ③ 事業を中止する場合

※「研修の区分（要綱別表1の大区分）を変更する場合」については、申請の必要はありません。

変更交付決定（必要に応じて）

3月中旬～3月末頃 実績報告書提出 ※

3月末～4月上旬頃 確定通知・交付 ※

※ 年度末のスケジュールについては、2月下旬頃に改めてお知らせします。